

令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

この申告書は、あなたの市民税・県民税を正しく算定する基礎となります。また、国民健康保険税の算定や児童扶養手当などの給付資料、あるいは所得（課税）証明などを発行する場合の資料としても大切なものですから、この手引きをご覧ください。ご自分で申告書を記入し、必ず申告してください。

- 市民税は、令和6年1月1日現在御前崎市に住所を有する人で、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間で得た収入に対して課税されます。
- 申告相談受付の日程は、広報おまえざき1月号をご覧ください。

申告書の提出期限は3月15日です

所得税の確定申告をされる方は、この申告は不要です

申告をしなければならない人

1. 商業、農業、工業、医業などの事業収入がある人
2. 不動産、利子、配当、譲渡などの収入がある人
3. 外交員（生命保険営業、集金人、商品販売外交員など）、内職、個人教授などをされている人
4. 大工、左官、日雇い労働などで、日給月給の収入がある人
5. 給与所得がある人で、次に該当する人
 - ① 派遣社員やパート職等で、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない人
 - ② 給与以外の収入（事業、公的年金、不動産、配当、譲渡所得など）がある人
※所得税では、給与所得や退職所得以外での「所得の合計額」が20万円以下の場合、所得税の確定申告義務は免除されていますが、住民税では申告する必要があります。
6. 公的年金等の収入額が400万円以下で他の所得の金額が20万円以下の人
※公的年金等の源泉徴収票に記載されていない社会保険料などの各種控除がある人は申告する必要があります。
7. 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除を受けようとする人
8. 所得控除を追加、訂正する人（年金受給者も該当します）

申告に必要なもの

1. 令和5年中の収入や支出がわかるもの
 - （給与、年金、雑収入などがある人）源泉徴収票、支払い証明書など
 - （事業所得、不動産所得がある人）収支内訳書、領収書、通帳など収入支出がわかる書類、前年度申告のある人は、前年度の収支内訳書の控
2. 所得の控除を受けるための証明書や領収書
 - 令和5年中に支払った社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料など）の支払額がわかるもの
 - 国民年金保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書
 - （医療費控除を受ける人）医療費控除に関する明細書（領収書の添付又は提示では不可）、保険金などで補てんされた金額がわかるもの
 - （配偶者特別控除を受ける人）配偶者の所得が確認できるもの（源泉徴収票など）
 - （寄附金税額控除を受ける人）寄附金受領証明書等
 - （国外居住親族に係る扶養控除等を受ける人）親族関係書類及び送金関係書類
3. 個人番号確認書類（マイナンバーカード等）及び身元確認書類（運転免許証・パスポート等）

所得のなかった人

申告の義務はありませんが、申告をされないと所得の有無が確認できず、申告義務のない人か、所得はあるのに申告をおこなっている人かの区別ができなくなり、各種の証明書発行に支障を来します。また、国民健康保険税の算出（軽減判定）や児童扶養手当等の資料になりますので、申告書裏面「前年中に所得のなかった方の記入欄」へご記入いただき、必ず提出してください。

※申告書を郵送される場合には、必要事項をご記入のうえ、添付書類（源泉徴収票・収支内訳書等）を同封し、下記までお送りください。なお、必ず連絡先をご記入ください。

お問い合わせ …… 御前崎市役所 税務課 市民税係
（送付先） 〒437-1692 御前崎市池新田5585番地 電話 0537-85-1114

●所得の種類

① 営業等	卸売業、製造業、販売業、修理業、料理飲食店業、建設業、大工、左官、サービス業、各種外交員、塾等の経営者、医師、弁護士、税理士、作家など、事業から生ずる所得。
② 農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得。
③ 不動産	貸家、貸地、貸店舗、貸アパート、貸駐車場などから生ずる所得。
④ 利子	預貯金や公社債の利子及び公社債投信や貸付信託の収益の分配金などによる所得。 原則として源泉徴収により納税が完了することになっており、申告をする必要はありません。
⑤ 配当	株式や出資金に対する利益の配当、余剰金の分配金などによる所得。 上場株式等の配当については源泉徴収されているので申告をする必要はありません。
⑥ 給与	給料、賃金、賞与、俸給などの所得。所得額の算出は右表1を参考にして計算してください。 なお、事業専従者控除として必要経費に算入された金額も給与となります。 また、所得金額調整控除の対象者は下表3を参考にしてください。
(公的年金等)	年金、恩給などによる所得。所得額の算出は右表2を参考にして計算してください。
⑦ 雑(業務)	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食品品の配達などにより、給与ではない報酬・料金として得た収入による所得。
(その他)	生命保険(郵便)年金、謝礼金など、上記①～⑥及び⑧のいずれにも該当しない所得。
⑧ 譲渡・一時	譲渡所得、一時所得、山林所得については、判定基準、計算、必要書類など複雑ですので、税務署あるいは市役所税担当課へお問い合わせください。

表3 所得金額調整控除

(1) 給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で、次の①から③のいずれかに該当する場合

- ① 特別障害者に該当する。
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。

【所得金額調整控除額計算】 = [給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円] × 10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある納税義務者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

【所得金額調整控除額計算】 = [給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)] - 10万円

表1 給与所得金額の計算

給与等の収入金額	(合計)	A
		円

●Aの金額が1,628,000円未満の方は次の表で計算します。

Aの金額	給与所得の金額
～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	= 円
1,620,000円～1,621,999円	= 1,069,000円
1,622,000円～1,623,999円	= 1,070,000円
1,624,000円～1,627,999円	= 1,072,000円
	= 1,074,000円

●Aの金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の方は次の表で計算します。

A ÷ 4	(千円未満の端数切捨て)	B
=		,000円

Bの金額	給与所得の金額
407,000円～449,000円	B × 2.4 + 100,000円
450,000円～899,000円	= 円
900,000円～1,649,000円	B × 3.2 - 440,000円
	= 円

●Aの金額が6,600,000円以上の方は次の表で計算します。

Aの金額	給与所得の金額
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	= 円
	A - 1,950,000円
	= 円

下書き用の申告書

提出用申告書の下書きとしてご利用ください

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
	合計		
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
	介護医療保険料の計		円
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚	18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名)	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除
20 障害者控除	1 氏名	障害の程度	身・精・療 級度
	2 氏名	障害の程度	身・精・療 級度
21～22 配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者氏名	生年月日	明・大・昭・平
	個人番号	配偶者の合計所得金額	円
23 扶養控除	1 氏名	生年月日	明・大・昭・平
	個人番号	同居・別居	同区・同居 同区・別居 続納
	2 氏名	生年月日	明・大・昭・平
	個人番号	同居・別居	同区・同居 同区・別居 続納
	3 氏名	生年月日	明・大・昭・平
	個人番号	同居・別居	同区・同居 同区・別居 続納
16歳未満の扶養親族	1 氏名	生年月日	平・令
	個人番号	同居・別居	同区・同居 同区・別居 続納
	2 氏名	生年月日	平・令
	個人番号	同居・別居	同区・同居 同区・別居 続納
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。	扶養控除額の合計		円
24 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額
			円
27 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	セルフメディケーション税制を適用
			円

5. 事業専従者に関する事項

1 氏名	氏名	生年月日	明・大・昭・平	専従者給与(控除)額	円
	個人番号			従事月数	
2 氏名	氏名	生年月日	明・大・昭・平	専従者給与(控除)額	円
	個人番号			従事月数	

分離課税に係る所得等のある方は、裏面に記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1 収入金額等	事業 営業等 ア	円
	農業 イ	
	不動産 ウ	
	配当 エ	
	給与 オ	
	公的年金等 カ	
	雑業務 キ	
	その他 ク	
	短期 ケ	
	長期 コ	
	一時 サ	
2 所得金額	事業 営業等 ①	
	農業 ②	
	不動産 ③	
	利子 ④	
	配当 ⑤	
	給与 ⑥	
	公的年金等 ⑦	
	雑業務 ⑧	
	その他 ⑨	
	合 (⑦+⑧+⑨) ⑩	
	総合譲渡・一時 ⑪	
	合計 ⑫	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑬	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑭	
	生命保険料控除 ⑮	
	地震保険料控除 ⑯	
	寡婦・ひとり親控除 ⑰～⑱	
	勤労学生・障害者控除 ⑲～⑳	
	配偶者(特別)控除額 ㉑～㉒	
	扶養控除 ㉓	
	基礎控除 ㉔	
	⑬～㉔までの計 ㉕	
	医療費控除 ㉖	
	雑損控除 ㉗	
	合 (㉕+㉖+㉗) ㉘	

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

表2 雑(公的年金等)所得金額の計算

公的年金等の雑所得の収入金額	(合計)	C
		円

●昭和34年1月2日以後に生まれた方(年齢が65歳未満の方)は次の表で計算します。

公的年金等の収入金額(C)	公的年金等の雑所得の金額			
	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	1,000万円以下	2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999円	(C)	(C)	(C)	(C)
	-600,000円	-500,000円	-400,000円	
1,300,000円～4,099,999円	(C) × 75%	(C) × 75%	(C) × 75%	(C) × 75%
	-275,000円	-175,000円	-75,000円	
4,100,000円～7,699,999円	(C) × 85%	(C) × 85%	(C) × 85%	(C) × 85%
	-685,000円	-585,000円	-485,000円	
7,700,000円～9,999,999円	(C) × 95%	(C) × 95%	(C) × 95%	(C) × 95%
	-1,455,000円	-1,355,000円	-1,255,000円	
10,000,000円～	(C)	(C)	(C)	(C)
	-1,955,000円	-1,855,000円	-1,755,000円	

●昭和34年1月1日以前に生まれた方(年齢が65歳以上の方)は次の表で計算します。

公的年金等の収入金額(C)	公的年金等の雑所得の金額			
	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	1,000万円以下	2,000万円以下	2,000万円超
～3,299,999円	(C)	(C)	(C)	(C)
	-1,100,000円	-1,000,000円	-900,000円	
3,300,000円～4,099,999円	(C) × 75%	(C) × 75%	(C) × 75%	(C) × 75%
	-275,000円	-175,000円	-75,000円	
4,100,000円～7,699,999円	(C) × 85%	(C) × 85%	(C) × 85%	(C) × 85%
	-685,000円	-585,000円	-485,000円	
7,700,000円～9,999,999円	(C) × 95%	(C) × 95%	(C) × 95%	(C) × 95%
	-1,455,000円	-1,355,000円	-1,255,000円	
10,000,000円～	(C)	(C)	(C)	(C)
	-1,955,000円	-1,855,000円	-1,755,000円	